

各務原市障がい者（児）福祉施設等整備費補助金交付要綱

（平成28年12月26日決裁）

各務原市社会福祉施設整備及び設備整備費補助金交付要綱（平成11年3月9日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市は、障がい者（児）の福祉の向上を図るため、障がい者（児）福祉施設等（次条各号に掲げる施設等をいう。以下「施設等」という。）の整備に要する経費について、予算の範囲内で障がい者（児）福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第2条 補助事業は、次に掲げる施設等の整備で、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知別紙）による社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下「国庫補助金」という。）の交付の対象となるものとする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援又は同条第15項に規定する共同生活援助に限る。）を行う施設
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設
- （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、前条第2号に掲げる施設の整備にあつては、第2号、第5号、第7号及び第8号に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- （1）社会福祉法人
- （2）医療法人

- (3) 日本赤十字社
- (4) 公益社団法人
- (5) 一般社団法人
- (6) 公益財団法人
- (7) 一般財団法人
- (8) 特定非営利活動法人

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、岐阜県障害者（児）福祉関係施設等整備費補助金交付要綱別表付表に規定する基準額1の額に4分の1を乗じて得た額とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項について事前に市長と協議しなければならない。

- (1) 施設等の整備内容
- (2) 施設等の整備に係る事業費及び計画
- (3) その他市長が必要と認める事項

(交付申請に係る添付書類)

第6条 規則第4条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 国庫補助金の交付決定通知書又は交付内定通知書の写し
- (2) 見積書、仕様書及び図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実施報告に係る添付書類)

第7条 規則第11条に規定する補助事業実施報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業完了届
- (2) 完成写真及び図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けて整備した施設等を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。